

令和 8 年 2 月 2 5 日

事業者の皆様

京都市上下水道局
総務部 契約会計課

公共工事設計労務単価の改定及び「特例措置」等の実施について

当局では、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が、国土交通省において決定されたことを受けて、公共工事設計労務単価を改定し、原則として令和8年4月1日までに新労務単価で積算した入札へと移行するとともに、改定前の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）で積算した工事等について、以下のとおり、「特例措置」及び「インフレスライド条項の適用」を行うこととしましたので、お知らせします。

1 「特例措置」の実施

令和8年3月1日以降に契約を締結する工事等のうち、旧労務単価で積算したものについて、請負者の請求に基づき、新単価（新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等）での積算による請負代金額に変更する「特例措置」を実施します。

(1) 対象となる工事等

令和8年3月1日以降に契約を締結した工事及び工事に類する委託業務のうち、旧労務単価で予定価格を積算しているもの。ただし、協議の請求日時点で工期内のものに限り、

(2) 協議の請求

協議の請求は、書面（様式1）により行うこととし、令和8年3月1日から協議の請求の受付を開始します。

請求期限は、対象案件の契約締結の日から30日以内とします。

なお、工期終了後の協議の請求は受け付けられませんので、御注意ください。

(3) 協議の請求先

対象案件の担当課

(4) 請負代金額の変更

新単価（新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等）での積算に基づく請負代金額に変更します。詳細は<別紙>を参照してください。

(5) 適用している労務単価の判断方法

入札公告の日によって、次の単価を適用しています。

入札公告の日	適用単価
令和8年3月31日以前	旧労務単価
令和8年4月1日以降	新労務単価

これと異なる単価を適用している入札案件については、設計図書及び入札公告にその旨を明記します。

2 「インフレスライド条項の適用」

令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、基準日から残工期が2箇月以上あるものについて、請負者の請求に基づき、賃金等の急激な変動に対処するための「インフレスライド条項」（工事請負契約約款第28条第7項）（令和2年3月31日以前に締結した契約においては、同約款第25条第6項）を適用し、新単価（新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等）での積算によって、一定額の増額変更を実施します。

(1) 対象となる工事

令和8年2月28日以前に契約を締結した工事。ただし、2(2)ウに定める残工期が、2(2)イに定める基準日から2箇月以上あるものに限りします。

(2) 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等は、以下のとおりとします。

ア 請求日：スライド変更の可能性があるため、請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とします。

イ 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と請負者とは協議して定める日とし、請求日とすることを基本とします。

ウ 残工期：基準日以降の工事期間とします。

(3) スライド協議の請求

請負者からのスライド協議の請求は、書面（様式2）により行うこととし、令和8年3月1日から協議の請求の受付を開始します。請求期限は、次の賃金水準の変更がなされるまでとします。

(4) スライド協議の請求先

対象案件の担当課

(5) 請負代金額の変更

新単価（新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等）での積算に基づき、一定額の増額変更を実施します。詳細は<別紙>を参照してください。

(6) その他

残工期が基準日から2か月以上ある工事で、工期内の予期できない特別の事情による急激なインフレーション等の発生を理由とする請負代金の変動については、随時、工事担当課にご相談ください。

3 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

新単価の変更協議により、変更契約することとなった工事等については、技能労働者への適切な賃金水準等の確保に努めてください。

「特例措置」及び「インフレスライド条項」による請負代金額の変更について

① 「特例措置」による請負代金額の変更

変更後の請負代金額は、次の式により算定します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

② 「インフレスライド条項」による請負代金額の変更

(1) 請負代金額の変更

ア 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。（スライド額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率改正による増額分は考慮しません。）

イ 増額スライド額については、次の式により行います。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)] \times (\text{消費税及び地方消費税の税率})$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負工事価格から基準日における出来形部分に相応する請負工事価格を控除した額（税抜き）

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（税抜き）

ウ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については、考慮するものではありません。

(2) 残工事量の算定

基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとします。

令和 年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

新公共工事設計労務単価の運用に係る「特例措置」に基づく請負代金額の変更について (請求)

下記工事について、請負代金額の変更に係る協議を請求します。

請負代金額の変更に当たっては、当該契約に従事する労働者に対し、社会保険料相当額の適切な支払を行うとともに、下請契約についても、社会保険料相当額を適切に含んだ額による契約を締結します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 請負代金額 金 円

4 契 約 日 令和 年 月 日

5 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

「インフレスライド条項」の適用に基づく請負代金額の変更について (請求)

下記工事について、賃金等の変動により、工事請負契約約款の規定に基づき、請負代金額の変更に係る協議を請求します。

請負代金額の変更に当たっては、当該契約に従事する労働者に対し、社会保険料相当額の適切な支払を行うとともに、下請契約についても、社会保険料相当額を適切に含んだ額による契約を締結します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 請負代金額 金 円

4 契 約 日 令和 年 月 日

5 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

6 希望基準日 令和 年 月 日